

覚 書

公益財団法人全日本ボウリング協会（以下、甲という）と、公益社団法人日本プロボウリング協会（以下、乙という）とは、「国際登録特別会員」について次のとおり覚書を締結する。

世界ボウリング連盟（以下、WBと称す）は、2008年1月1日をもってWB（2014年WTBAより名称変更）憲章及び競技規程集からアマチュアの文言を全て削除した。

これによりWBの公式及び公認大会、傘下のアジアボウリング連盟（以下、ABFという）の公式及び公認大会にプロ・アマ問わず参加できることとなったが、我が国を代表してこれらの大会に参加するためには、我が国唯一の「WB／ABF」加盟団体である甲の会員資格及びその承認が必要となった。

このことにより、乙に所属する会員が「WB／ABF」の公式又は公認国際大会に参加を希望するには、甲の「国際登録特別会員」として登録を行い、当該大会へのエントリーを行う。

また、登録するにあたり当該ボウラーは、「WB／ABF」規程並びに大会規程を遵守することとし、本覚書に記す合意事項を乙が保証することで、甲は大会における乙のボウラーの身分を保証するものとする。

記

1. 乙は参加する会員の申請書に、承認印を押印し甲に送付するものとする。
2. 甲は申請書に基づき申請者に登録手数料の振込先を送付するものとする。
3. 乙の会員の登録手数料は1人5,000円とする。
また、登録有効期間は登録完了日より当該年の12月31日までとする。
4. 甲は、登録手数料の入金確認を以て申請者に領収書を送付し、これを国際登録臨時会員証に替える。
5. 甲は乙に、申請者登録承認印押印済み申請書の写しを送付し、乙はこれを保管するものとする。
6. アジアのオープン大会等、甲がエントリーを行わなくてはならない大会については、乙の会員は依頼書を甲に提出し、甲が主催者にエントリーを行うものとする。
なお、それ以外の大会については、参加する乙の会員が主催者にエントリーを行い、通知書の写しを甲に提出するものとする。

7. 米国の大会及び韓国プロボウリング協会が主催する大会については、この覚書から除くものとする。但し、WB公認大会（ツアー含む）はこの限りではないものとする。

以上、本覚書締結の証として本書を2通作成し、甲乙捺印のうえ各1通保有する。

2019年 4月 1日

甲 東京都港区芝4-4-10 サンライズ長井ビル8F
公益財団法人 全日本ボウリング協会
会 長 北 川 薫



乙 東京都港区芝浦1-13-10 第三東運ビル2F
公益社団法人 日本プロボウリング協会
会 長 谷 口 健

